

Q. プロフェッショナル人材とはどういった人材か？

A. 下表に掲げる資格又は重点分野に関する知識を有し、概ね5年以上の職業経験を有する人材です。なお、申請時に資格証の写し又は具体的な業務実績がわかるもの等を添えていただきます。

| 資格又は重点分野等          | 人材の種別  |
|--------------------|--|
| 資格                 | 中小企業診断士  |
|                    | 情報処理安全確保支援士<br>情報処理技術者（ITストラテジスト、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、エンベデッドシステムスペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、応用情報技術者、基本情報技術者、情報セキュリティマネジメント、ITパスポートのいずれかの試験区分合格者） |
|                    | 国家資格であって、申請者の事業の改善に資すると市長が特に認めるもの  |
| 重点分野               | 販路開拓に携わり、売上増等の実績がある者   |
|                    | 日本標準産業分類の情報通信業のうち、情報サービス業又はインターネット付随サービス業に現に従事している者  |
|                    | カーボンニュートラルに係る取組に携わり、省エネルギー化又は自然エネルギー利用促進において実績がある者   |
|                    | 上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野で実績を有する者  |
| 長野県プロフェッショナル人材戦略拠点 | 当該拠点を通じて紹介された者   |

Q. 副業人材でなければ、補助金対象とならないか？

A. プロフェッショナル人材を直接雇用すれば、副業人材でなくとも対象となります。

この補助金では、産業界における人手不足が深刻化する中、市内の中小事業者が事業の改善を図るためにプロフェッショナル人材を直接雇用することは難しいことから、別の企業等と雇用関係にあるプロフェッショナル人材を活用して人手不足の解消、事業の改善等を図ることを想定していますが、例えば、とある企業を定年退職したプロフェッショナル人材を雇用する場合や、都市部から伊那市へ移住したプロフェッショナル人材を雇用する場合等、プロフェッショナル人材を直接雇用する場合も、人手不足の解消と事業の改善等につながることから対象としています。

Q. 個人事業主、フリーランスや自営業者（以下「個人事業主等」という。）に業務委託する場合は対象となるか？

A. 対象となりません。

個人事業主等が通常行っている業務の範ちゅうとして補助金申請者と業務委託契約をする場合は、対象となりません。

Q. 副業にかかる業務委託契約とはどのようなものか？

A. 補助金申請者との業務委託契約で得る収入とは異なる種類の業務によって主たる収入を得ているプロフェッショナル人材が、補助金申請者と結ぶ業務委託契約のことをいいます。

例えば、就労規則として副業を認めているIT企業に勤める人材が、個人事業として業務委託契約による業務を請け負う場合（主たる収入がITベンダーとしての給与であり、副業としてプログラマーの個人事業主報酬を得る場合等）は対象となりますが、単にプログラマーとして個人事業主がその延長線上として業務委託契約による報酬を得るものは、副業と言いつても難しく、通常の委託業務となんら変わらないため、対象外とします。

Q. 在籍型出向とはどのようなものか？

A. 出向とは、労働者が出向元企業と何らかの関係を保ちながら、出向先企業と新たな雇用契約関係を結び、一定期間継続して勤務することをいいます。このうち、在籍型出向は、出向元企業と出向先企業との間の出向契約によって、労働者が出向元企業と出向先企業の両方と雇用契約を結ぶものをいいます。

なお、申請者（出向先企業）の負担となる雇用等に要する費用は対象経費となりますが、出向元企業の負担となる雇用等に要する費用は対象外とさせていただきます。

Q. プロフェッショナル人材の就業期間に定めはあるか？

A. 期待する事業効果が達成できる就業期間であれば、期間の定めはありません。但し、日雇いのように当初から中長期のミッションを持たず、作業を実施するのみの場合には、一時的な業務負担の軽減となるのみであり、本制度が目的とする真の意味での業務改善には繋がらないため、対象外となります。

Q. 補助金を申請するタイミングはいつか？

A. プロフェッショナル人材の雇用開始または、現在も契約が継続しているプロフェッショナル人材との業務委託契約後1年以内で事業完了前に申請してください。ただし、予算に限りがありますので、特段の事情がない場合には、可能な限り雇用開始または業務委託契約から3か月以内で事業完了前に申請をしていただきますようお願いいたします。